



CHIKARA no MOTO

株式会社力の源ホールディングス

(証券コード 3561)

第32回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成29年6月26日（月曜日）
午後1時（受付開始：午後0時）

開催場所

福岡県福岡市博多区住吉一丁目2番82号
グランド ハイアット 福岡 3階
ザ・グランド・ボールルーム

書面（議決権行使書）による議決権行使期限

平成29年6月23日（金曜日）午後5時30分まで

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

目次

招集ご通知

第32回定時株主総会招集ご通知 2

議決権行使等についてのご案内 4

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件 5

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
7名選任の件 11

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 ... 19

第4号議案 補欠の監査等委員である
取締役1名選任の件 22

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
の報酬額設定の件 24

第6号議案 監査等委員である
取締役の報酬額設定の件 24

添付書類

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項 25

2. 会社の株式に関する事項 37

3. 会社の新株予約権等に関する事項 38

4. 会社役員に関する事項 40

5. 会計監査人の状況 44

連結計算書類 45

計算書類 48

監査報告 51

企業理念

変わらないために、
変わり続ける

創業の精神

私たちは、
常に新しい価値を
創造していく集団でありたい。
創造した価値を、
人類最高の
コミュニケーションの^{もと}源である
「笑顔」と「ありがとう」と
ともに世界中に伝えていく。

株主各位

証券コード 3561
平成29年6月8日

福岡県福岡市中央区大名一丁目14番45号

株式会社 力の源ホールディングス

代表取締役社長兼COO **清宮 俊之**

第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月23日（金曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	平成29年6月26日（月曜日）午後1時（受付開始：午後0時）
2 場 所	福岡県福岡市博多区住吉一丁目2番82号 グランド ハイアット 福岡 3階 ザ・グランド・ボールルーム (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 <ol style="list-style-type: none"> 第32期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第32期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで） 計算書類報告の件
	決議事項 <ol style="list-style-type: none"> 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
4 議決権の行使等についてのご案内	4頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知において添付すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.chikaranomoto.com/ir/library/>）に掲載しております。
 - ① 事業報告の「6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「個別注記表」
 なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.chikaranomoto.com/ir/library/>）に掲載させていただきます。

**経営方針説明会
開催のご案内**

定時株主総会終了後、引き続き株主総会会場におきまして、「経営方針説明会」を開催いたします。お時間の許す株主様には定時株主総会とあわせてご参加賜りますようご案内申し上げます。「経営方針説明会」は、約1時間を予定しております。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

日時 平成29年6月26日(月曜日)
午後1時(受付開始:午後0時)

場所 グランド ハイアット 福岡 3階
ザ・グランド・ボールルーム
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成29年6月23日(金曜日)
午後5時30分到着分まで

株主総会参考書類

第1号議案

定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり改めたく、ご承認をお願いするものであります。

1. 提案の理由

(1) 持続的な企業価値の向上を実現するため、コーポレート・ガバナンスの充実にに向けた継続的な取り組みの重要性が高まる中、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、取締役の業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことで、より透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待により的確に応えうる体制の構築を目的として、監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案の決議に基づく定款一部変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものとします。

(下線部が変更部分であります)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関の設置)	(機関の設置)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)

現行定款

第2章 株式

第6条～第11条（条文省略）

第3章 株主総会

第12条～第17条（条文省略）

第4章 取締役、代表取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。

（新設）

（取締役の選任）

第19条 （新設）

当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（新設）

（新設）

変更案

第2章 株式

第6条～第11条（現行どおり）

第3章 株主総会

第12条～第17条（現行どおり）

第4章 取締役、代表取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第18条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以下とする。

（取締役の選任）

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第20条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとする。

現行定款

第21条～第22条（条文省略）

（取締役会の招集通知）

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第24条～第25条（条文省略）

（新設）

（取締役会の議事録）

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名をする。

- 2 前条の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第27条（条文省略）

（取締役の報酬等）

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。

第29条（条文省略）

変更案

第21条～第22条（現行どおり）

（取締役会の招集通知）

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第24条～第25条（現行どおり）

（業務執行の決定の取締役への委任）

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の議事録）

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名をする。

- 2 第25条の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第28条（現行どおり）

（取締役の報酬等）

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第30条（現行どおり）

現行定款	変更案
<p align="center"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	(削除)
<p>(監査役の員数) <u>第30条 当会社の監査役は、3名以内とする。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の選任) <u>第31条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の任期) <u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p>(常勤監査役) <u>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知) <u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の決議方法) <u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名をする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p><u>第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の報酬等)</p> <p><u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役との責任限定契約)</p> <p><u>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号の額の合計額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p>
	<p><u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p><u>第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>

現行定款
(新設)
(新設)
第6章 会計監査人
第40条～第41条 (条文省略)
第7章 計算
第42条～第45条 (条文省略)
(新設)

変更案
(監査等委員会の議事録)
第33条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名をする。</u>
(監査等委員会規程)
第34条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第6章 会計監査人
第35条～第36条 (現行どおり)
第7章 計算
第37条～第40条 (現行どおり)
附 則
(監査役の責任限定契約に関する経過措置)
1 <u>第32回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条の定めるところによる。</u>

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の取締役8名は全員任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

本議案の決議は、第1号議案「定款一部変更の件」の決議に基づく定款一部変更の効力が生じることを条件として、その効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	かわはら しげ み 河原 成美 (昭和27年12月18日)	再任
現在の当社における地位	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況
代表取締役会長兼CEO	2,705,000株	15/15 (100%)
略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）		
昭和54年11月 「アフター・ザ・レイン」開業 昭和60年10月 「一風堂」創業 昭和61年10月 有限会社力の源カンパニー設立 平成6年12月 株式会社力の源カンパニー（現 当社） 代表取締役 平成21年4月 株式会社渡辺製麺代表取締役 平成25年11月 CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD. Managing Director（現任）	IPPUDO USA HOLDINGS, INC. Director（現任） 平成26年1月 当社代表取締役会長兼CEO（現任） 平成28年4月 株式会社渡辺製麺代表取締役会長 平成28年8月 株式会社渡辺製麺代表取締役会長兼 社長（現任） 平成28年11月 株式会社力の源パートナーズ 代表取締役社長（現任）	
（重要な兼職の状況）		
株式会社渡辺製麺代表取締役会長兼社長 株式会社力の源パートナーズ代表取締役社長 CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD. Managing Director IPPUDO USA HOLDINGS, INC. Director		

（注）河原成美氏は、同氏の配偶者である河原恵美氏保有分及び河原恵美氏の資産管理会社であるE&RS' FORCE CREATION PTE. LTD.保有分と合わせ、59.98%の議決権を保有しており、当社は同氏の子会社等であります。

候補者番号

2

きよみや としゆき

清宮 俊之 (昭和49年5月16日)

再任

現在の当社における地位

所有する当社の株式の数

取締役会への出席状況

代表取締役社長兼COO

70,000株

15/15(100%)

略歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)

平成9年4月	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社入社	平成25年11月	株式会社力の源ホールディングス (現 株式会社力の源カンパニー) 取締役
平成18年4月	株式会社TSUTAYA STORES HOLDINGS 執行役員 人事部長 株式会社CCCキャストイング 取締役	平成26年1月	当社代表取締役社長兼COO (現任) 株式会社力の源カンパニー 代表取締役社長 (現任)
平成18年6月	株式会社デジタルスケープ 社外取締役	平成26年10月	CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD. Director (現任)
平成23年11月	株式会社力の源カンパニー (現 当社) 入社	平成28年4月	IPPUDO USA HOLDINGS, INC. Director (現任)
平成24年4月	当社社長室室長兼人事・教育グループリーダー兼営業本部副本部長		
平成24年11月	当社取締役COO		

(重要な兼職の状況)

株式会社力の源カンパニー 代表取締役社長
CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD. Director
IPPUDO USA HOLDINGS, INC. Director

候補者番号

3

かすや しんいち

粕谷 進一

(昭和46年1月14日)

再任

現在の当社における地位

所有する当社の株式の数

取締役会への出席状況

取締役CFO兼経営管理本部長

70,000株

15/15(100%)

略歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)

平成10年3月 株式会社レントラックジャパン
(現 カルチュア・コンビニエンス・
クラブ株式会社)入社
平成19年3月 株式会社TSUTAYA取締役管理本部長
平成21年6月 株式会社カクコム社外取締役
カルチュア・コンビニエンス・クラブ
株式会社取締役CSO
平成22年6月 株式会社アイ・エム・ジェイ取締役
平成23年3月 株式会社オプト社外取締役
平成25年4月 株式会社力の源カンパニー(現 当社)
入社 取締役CSO
平成25年11月 株式会社力の源ホールディングス
(現 株式会社力の源カンパニー)取締役

平成26年1月 当社取締役CFO兼経営戦略本部長
株式会社力の源パートナーズ取締役
平成27年4月 株式会社渡辺製麺取締役副社長
株式会社力の源パートナーズ
代表取締役副社長
平成28年4月 株式会社力の源パートナーズ
代表取締役社長
当社取締役CFO兼財務・経理本部長
平成28年10月 当社取締役CFO兼経営管理本部長
(現任)
平成28年11月 株式会社渡辺製麺取締役(現任)
株式会社力の源パートナーズ取締役
(現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社渡辺製麺取締役
株式会社力の源パートナーズ取締役

候補者番号

4

はらだ よしはる

原田 善治 (昭和45年9月7日)

再任

現在の当社における地位

所有する当社の株式の数

取締役会への出席状況

取締役CHRO兼人事・総務本部長

一株

15/15(100%)

略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

平成18年 3月 株式会社トレードグループ入社
 平成19年 1月 同社人事総務部部长代理
 平成20年 5月 株式会社力の源カンパニー(現 当社)入社
 平成21年 1月 当社人事総務部シニアマネジャー
 平成22年 9月 当社人事・総務グループ総務チームリーダー
 平成24年11月 当社監査役
 平成25年11月 株式会社力の源ホールディングス(現 株式会社力の源カンパニー)監査役
 平成26年 1月 当社取締役CHRO兼管理・支援本部長
 株式会社力の源パートナーズ監査役

平成27年 4月 株式会社渡辺製麺監査役
 平成28年 4月 当社取締役CLO兼管理・支援本部長
 株式会社力の源カンパニー取締役(現任)
 株式会社力の源パートナーズ取締役(現任)
 平成28年 6月 株式会社因幡うどん代表取締役社長(現任)
 平成28年10月 当社取締役CHRO兼人事・総務本部長(現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社力の源カンパニー取締役
 株式会社力の源パートナーズ取締役
 株式会社因幡うどん代表取締役社長

候補者番号

5

まつだ だいさく

松田 大作 (昭和44年2月7日)

新任

現在の当社における地位

所有する当社の株式の数

取締役会への出席状況

購買・調達本部長

一株

—

略歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)

平成4年4月 株式会社ニチレイ入社

平成12年2月 株式会社フォーシーズ入社

平成16年9月 同社執行役員業務本部副本部長

平成18年7月 同社常務執行役員業務・調達本部長

平成20年7月 同社取締役常務執行役員

平成22年7月 同社専務取締役

平成28年9月 当社入社

平成28年10月 当社購買・調達本部長(現任)

(重要な兼職の状況)

なし

候補者番号

6

すぎうち のぶ お

杉内 信夫 (昭和45年2月16日)

再任

社外

現在の当社における地位

所有する当社の株式の数

取締役会への出席状況

社外取締役

一株

15/15(100%)

略歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)

平成7年4月 株式会社東芝入社

平成9年9月 株式会社ボストンコンサルティング
グループ入社

平成12年9月 ソロスプライベートファンズ
マネジメント・エルエルシー入社

平成15年9月 アクティブインベストメント
パートナーズ株式会社入社

平成25年11月 株式会社海外需要開拓支援機構入社

平成26年7月 同社執行役員(現任)

平成26年10月 寧波阪急商業有限公司董事(現任)
ICJ Department store (Malaysia)
SDN. BHD. Director(現任)

平成26年12月 当社取締役(現任)

平成27年1月 寧波開発株式会社社外取締役(現任)

平成27年5月 CLK Cold Storage Company Limited.
Authorized Representative(現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社海外需要開拓支援機構執行役員

寧波阪急商業有限公司董事

ICJ Department store (Malaysia) SDN. BHD. Director

寧波開発株式会社社外取締役

CLK Cold Storage Company Limited. Authorized Representative

候補者番号

7

かねこ かつし
金子 和斗志 (昭和27年3月26日)

新任

社外

独立
役員

現在の当社における地位

所有する当社の株式の数

取締役会への出席状況

—

— 株

—

略歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)

昭和49年10月 金子興業株式会社
(現 株式会社アイ・エス)入社

昭和49年12月 同社取締役

昭和56年12月 同社代表取締役

平成7年9月 株式会社極楽代表取締役社長(現任)

平成7年11月 アイ・ケイ・ケイ株式会社代表取締役
社長(現任)

平成24年12月 アイケア株式会社取締役(現任)

平成29年1月 PT INTERNATIONAL KANSHA
KANDOU INDONESIA取締役(現任)

(重要な兼職の状況)

アイ・ケイ・ケイ株式会社代表取締役社長

株式会社極楽代表取締役社長

アイケア株式会社取締役

PT INTERNATIONAL KANSHA KANDOU INDONESIA取締役

- (注) 1. 社外取締役候補者 杉内信夫氏の兼職先であります株式会社海外需要開拓支援機構は、当社の株式の11.82%を保有する株主であるほか、当社と同社とは、当社を借主とする総額1,300百万円の貸出コミットメント型金銭消費貸借契約を締結しております。
2. 上記1を除き、各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者の所有する当社の株式数は、平成29年3月31日現在の状況を記載しております。
4. 杉内信夫氏及び金子和斗志氏は社外取締役候補者であります。
5. 当社は、金子和斗志氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
6. 社外取締役候補者の選任理由等及び責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の選任理由等
- 杉内信夫氏は、株式会社海外需要開拓支援機構の執行役員であり、経営コンサルティングファームや日本における多数の企業投資に携わった経験により、政府・民間企業・非営利団体など、様々な業種・マーケットにおいて、企業・市場に対する深い洞察力を持つ人物であります。同氏には、当社海外事業展開の拡大に対し、助言を頂戴することにより、更なる収益拡大と、海外におけるコーポレート・ガバナンスの強化に寄与して頂くため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年6カ月となります。
- 金子和斗志氏は、東証1部上場会社であるアイ・ケイ・ケイ株式会社の代表取締役社長であり、サービス業界において、経営者として会社の経営・事業戦略を担ってきた経験と、コーポレート・ガバナンスに対する豊富な知識を併せ持つ人物であります。同氏には、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に対する施策について助言を頂戴するとともに、当社の投資案件において積極的な提言を頂戴することにより、より強固なコーポレート・ガバナンス体制の構築に寄与して頂くため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外取締役候補者との責任限定契約について
- 当社は、杉内信夫氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、当社は、金子和斗志氏の選任が承認された場合には、同氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案**監査等委員である取締役3名選任の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案の決議は、第1号議案「定款一部変更の件」の決議に基づく定款一部変更の効力が生じることを条件として、その効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1	<small>すずき やすよし</small> 鈴木 康義 (昭和26年10月24日)		新任		
現在の当社における地位	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況			
取締役兼社長室長	10,000株	15/15(100%)			
略歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況) <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 平成18年 4月 日本航空株式会社米州西部地区支店長 平成19年 4月 南カリフォルニア日系企業協会会長 南カリフォルニア日系商工会議所副会頭 平成21年 6月 株式会社JALホテルズ取締役 営業本部長 平成23年 4月 株式会社レックトレーディング 専務取締役 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top; border-left: 1px solid #ccc; padding-left: 10px;"> 平成23年12月 株式会社力の源カンパニー(現 当社)入社 平成26年10月 CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD. Director 平成27年 6月 当社取締役 平成28年10月 当社取締役兼社長室長(現任) </td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">(重要な兼職の状況) なし</p>				平成18年 4月 日本航空株式会社米州西部地区支店長 平成19年 4月 南カリフォルニア日系企業協会会長 南カリフォルニア日系商工会議所副会頭 平成21年 6月 株式会社JALホテルズ取締役 営業本部長 平成23年 4月 株式会社レックトレーディング 専務取締役	平成23年12月 株式会社力の源カンパニー(現 当社)入社 平成26年10月 CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD. Director 平成27年 6月 当社取締役 平成28年10月 当社取締役兼社長室長(現任)
平成18年 4月 日本航空株式会社米州西部地区支店長 平成19年 4月 南カリフォルニア日系企業協会会長 南カリフォルニア日系商工会議所副会頭 平成21年 6月 株式会社JALホテルズ取締役 営業本部長 平成23年 4月 株式会社レックトレーディング 専務取締役	平成23年12月 株式会社力の源カンパニー(現 当社)入社 平成26年10月 CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD. Director 平成27年 6月 当社取締役 平成28年10月 当社取締役兼社長室長(現任)				

候補者番号 2	つじ 辻	てつや 哲哉 (昭和45年10月20日)	新任	社外	独立役員
現在の当社における地位		所有する当社の株式の数		取締役会への出席状況	

社外監査役

一株

15/15(100%)

略歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)

平成9年4月 第二東京弁護士会弁護士登録
 平成15年8月 Field-R法律事務所入所(現任)
 平成19年6月 株式会社ゴンゾ社外監査役
 平成21年11月 夢の街創造委員会株式会社社外監査役
 (現任)

平成26年1月 当社監査役(現任)
 平成29年5月 株式会社プラスディー社外監査役
 (現任)

(重要な兼職の状況)

Field-R法律事務所弁護士
 夢の街創造委員会株式会社社外監査役
 株式会社プラスディー社外監査役

候補者番号

3

た な べ し ん じ
田鍋 晋二

(昭和40年7月3日)

新任

社外

独立
役員

現在の当社における地位

所有する当社の株式の数

取締役会への出席状況

社外監査役

一株

15/15(100%)

略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

平成2年10月 監査法人トーマツ
(現 有限責任監査法人トーマツ)入所
平成6年8月 公認会計士登録
平成8年7月 本郷公認会計士事務所
(現 辻・本郷税理士法人)入所
平成11年9月 田鍋公認会計士事務所開業

平成21年1月 株式会社田鍋会計事務所代表取締役
(現任)
平成22年12月 株式会社ユーラシア旅行社社外監査役
(現任)
平成26年1月 当社監査役(現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社田鍋会計事務所代表取締役
株式会社ユーラシア旅行社社外監査役

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 辻哲哉氏及び田鍋晋二氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、辻哲哉氏及び田鍋晋二氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、鈴木康義の選任が承認された場合には、同氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 監査等委員である社外取締役候補者の選任理由等及び責任限定契約について
- (1) 監査等委員である社外取締役候補者の選任理由等
辻哲哉氏は、弁護士であり、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年5カ月となります。また、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
田鍋晋二氏は、公認会計士であり、会計の専門家としての豊富な経験及び経営に関する高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年5カ月となります。
- (2) 監査等委員である社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は、辻哲哉氏及び田鍋晋二氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、両氏の選任が承認された場合には、両氏との間で同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て当社の取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案の決議は、第1号議案「定款一部変更の件」の決議に基づく定款一部変更の効力が生じることを条件として、その効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

わたなべ ひで き
渡邊 英城

(昭和35年3月16日)

社外

現在の当社における地位

所有する当社の株式の数

取締役会への出席状況

—

— 株

—

略歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)

昭和58年 4月 住友商事株式会社入社

平成 6年 4月 東京弁護士会弁護士登録

岸蔵法律事務所入所

平成12年 4月 若林・渡邊法律事務所開設(現任)

平成18年 3月 株式会社本間ゴルフ社外監査役

平成20年 4月 最高裁判所司法研修所教官

平成20年 6月 ラオックス株式会社社外監査役

平成25年 6月 司法試験考査委員

(重要な兼職の状況)

若林・渡邊法律事務所 弁護士

- (注) 1. 渡邊英城氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 渡邊英城氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 補欠の監査等委員である社外取締役候補者の選任理由等及び責任限定契約について

(1) 補欠の社外取締役候補者の選任理由等

渡邊英城氏は、弁護士であり、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(2) 補欠の社外取締役候補者との責任限定契約について

当社は、渡邊英城氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、同氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案**取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件**

当社の取締役の報酬額は、平成19年3月19日開催の定時株主総会において年額450百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、取締役の員数及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額330百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7名（うち社外取締役2名）となります。

本議案の決議は、第1号議案「定款一部変更の件」の決議に基づく定款一部変更の効力が生じることを条件として、その効力を生じるものといたします。

第6号議案**監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額50百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案の決議は、第1号議案「定款一部変更の件」の決議に基づく定款一部変更の効力が生じることを条件として、その効力を生じるものといたします。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 概況

当連結会計年度における世界経済は、イギリスのEU離脱問題やアメリカにおける政権交代による動揺から為替相場が大きく変動するなど、海外経済の不確実性が依然として残るものの、中国経済の景気減速が一服し、米国景気も堅調に推移したほか、欧州の景気も緩やかに拡大を見せるなど、全体として緩やかな回復基調で推移いたしました。

わが国経済においても、政府や日銀による経済・金融政策を背景に、企業収益は改善傾向となり、個人消費にも持ち直しの動きが見られるなど、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

当社グループの属する外食業界におきましては、コンビニエンスストアから中食業態までを巻き込んだ競争が激化する状況にあるほか、人財難に伴う人件費の上昇などが継続的な経営課題となっており、当社を取り巻く事業環境は依然として先行きが見通しにくい状況にあります。

このような状況のもと、当社グループでは、「変わらないために、変わり続ける」という企業理念に基づき、ラーメンを中心とした日本の食文化を世界に伝えるべく、国内外における新規出店を積極的に進めております。

国内においては、主力である「一風堂」ブランドと「RAMEN EXPRESS」ブランドを中心に19店舗を出店したほか、福岡の老舗うどん店「因幡うどん」4店舗を運営する株式会社因幡うどんを子会社化し、新たに同ブランドにて1店舗を出店したことに加え、「イチカバチカ」ブランドにて2店舗を出店いたしました。一方で、店舗の賃貸借契約期間満了等により9店舗を閉店しております。

海外においては、直営形態にて、フランス・パリに1店舗、シンガポールに2店舗を出店したほか、アジア地域を中心に、ライセンス契約形態にて7店舗を出店いたしました。

これらの結果、当連結会計年度末の店舗数は、ライセンス契約形態を含み、当社グループ合計で198店舗（国内133店舗、海外65店舗）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高22,430百万円（前期比7.5%増）、営業利益609百万円（前期比21.2%増）、経常利益は539百万円（前期比25.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は271百万円（前期比116.7%増）となりました。

② 事業別の概況

事業別セグメントの業績の概況は次のとおりであります。

<国内店舗運営事業>

国内店舗運営事業につきましては、「一風堂」ブランドの新しい価値の創造を目的として、ちょい飲みと立飲みスタイルをコンセプトとする「一風堂スタンド」やサイズも糖質も2分の1をコンセプトとする「1/2PPUDO（ニブンノイップウドウ）」などの新コンセプトショップの出店にも取り組み、新たに直営店7店舗、ライセンス契約店4店舗、合計で11店舗を出店いたしました。一方で、賃貸借契約期間満了等により3店舗（すべて直営店）を閉店したことから、同ブランドの店舗数は、直営店76店舗、ライセンス契約店7店舗、合計で83店舗（8店舗増加）となりました。

また、「RAMEN EXPRESS」ブランドにおいて、新たに3店舗を出店し、同ブランドの店舗数は合計で17店舗（3店舗増加）となりました。加えて、「一風堂」及び「RAMEN EXPRESS」に続く新たなブランドの育成に向けた取り組みとして、アメリカンチャイニーズレストランの「PANDA EXPRESS®」や「名島亭」など5店舗を出店する一方、賃貸借契約期間満了等により5店舗を閉店しております。これらの結果、当連結会計年度末の当事業における店舗数は、直営店118店舗（7店舗増加）、ライセンス契約店7店舗（4店舗増加）の合計125店舗（11店舗増加）となりました。

一方、既存店の売上高につきましては、平成27年10月に実施した創業30周年イベントの反動による売上減があったことや大型改装に伴い長期休業した店舗が複数あったことなどにより、前連結会計年度を下回ることとなりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は14,641百万円（前期比1.8%増）、セグメント利益は1,054百万円（前期比9.6%減）となりました。

<海外店舗運営事業>

海外店舗運営事業につきましては、直営店として、フランス・パリにおいて「IPPUDO」ブランドの2店舗目となる「IPPUDO Paris Louvre店」、シンガポールにおいて「IPPUDO」ブランドの「IPPUDO Singapore Marina Bay Sands店」、「IPPUDO EXPRESS」ブランドの「IPPUDO EXPRESS Changi Airport T2店」の3店舗を新たに開店いたしました。これらの結果、当連結会計年度末における直営店舗数は、シンガポール8店

舗（2店舗増加）、アメリカ4店舗、オーストラリア4店舗、イギリス2店舗、フランス2店舗（1店舗増加）の合計20店舗（3店舗増加）となりました。

その他のエリアにおいては、主にライセンス契約の形態を中心に展開しており、新規展開エリアとして、ミャンマーにおける「IPPUDO」の展開に関するライセンス契約をSINGAPORE MYANMAR INVESTCO LIMITEDと、またオーストラリア（クイーンズランド州及び西オーストラリア州）・ニュージーランドにおいては「IPPUDO」の展開に関するライセンス契約をSTG Food Industries 5 Pty Ltdとの間でそれぞれ締結いたしました。既存展開エリアにおいても、台湾にて1店舗、中国にて2店舗、フィリピンにて3店舗、インドネシアにて1店舗を出店し、当連結会計年度末におけるライセンス契約店舗数は、中国本土及び香港22店舗（2店舗増加）、台湾9店舗（1店舗増加）、タイ4店舗、マレーシア3店舗、フィリピン5店舗（3店舗増加）、インドネシア2店舗（1店舗増加）の合計45店舗（7店舗増加）となりました。これらの結果、当連結会計年度末の当事業における店舗数は65店舗（10店舗増加）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,851百万円（前期比12.0%増）となり、セグメント利益は、増収に伴う利益増加に加え欧州エリアの損益改善が進んだことから、141百万円（前期は104百万円の損失）となりました。

<国内商品販売事業>

国内商品販売事業につきましては、札幌工場・利別工場において生産するカップ麺が大手コンビニエンスストアチェーンから有名店コラボシリーズとして継続的な受注を獲得したことや年越し蕎麦の販売が好調であったことが増収、増益の要因となり、また、新たに一風堂の味わいをご家庭でも楽しんでいただける「おうちでIPPUDOシリーズ」を新商品として投入し、商品の販売拡大に注力いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,294百万円（前期比17.0%増）、セグメント利益は57百万円（前期は4百万円の利益）となりました。

<その他>

その他の事業につきましては、創業67年の博多うどんの老舗ブランド「因幡うどん」4店舗を運営する株式会社因幡うどんを子会社化したうえ、新たに1店舗の出店を行いました。また、フランチャイズ展開を見据えた業態開発の取り組みとして、新たにうどん居酒屋「博多うどん酒場 イチカバチカ」ブランドとして直営店1

店舗、ライセンス契約店1店舗の合計2店舗を出店する一方、1店舗の閉店を行っております。これらの結果、当連結会計年度末のその他の事業における店舗数は、直営店7店舗、ライセンス契約店1店舗の合計8店舗（6店舗増加）となりました。

一方、コンサルティング事業では、新たに教育研修コンサルティング事業の一環として、フランクリン・コヴィー・ジャパン株式会社との共同開発により、飲食業界に特化した「7つの習慣® 店舗運営の心得」プログラムを販売する事業に参入したほか、中国食品加工大手の龍大食品グループと展開する日本食・食材の食品製造技術ライセンス事業においても新規顧客を獲得しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は643百万円（前期比238.2%増）となりましたが、「イチカバチカ」ブランドにおいて、新規出店に伴う業態開発やフランチャイズ展開に備えた体制整備を目的として人員拡充などを行ったこと、また教育研修コンサルティング事業において、事業立ち上げに伴う販売促進費用を計上したことなどから、セグメント損益は87百万円の損失（前期は93百万円の損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は1,337百万円となりました。その主な内訳は、国内店舗運営事業に係る投資額753百万円、海外店舗運営事業に係る投資額517百万円、国内商品販売事業に係る投資額18百万円、その他事業に係る投資額48百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、国内店舗運営事業及び海外店舗運営事業における新規出店並びにその他の事業におけるM&Aによる株式の取得等を主な使用目的に、金融機関より長期借入金として1,753百万円、社債の発行により200百万円を調達いたしました。また、平成29年3月には、東京証券取引所マザーズへの株式上場に伴い、公募増資及び第三者割当増資により合計で95万株の新株式を発行し、524百万円を調達いたしました。そのほか、当社において、海外出店投資に充てるため、株式会社海外需要開拓支援機構と総額1,300百万円の貸出コミットメント型金銭消費貸借契約を締結いたしております。なお、当連結会計年度末において、同契約に係る借入実行残高はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2025年に国内300店舗、海外300店舗の実現を中長期的な目標として掲げております。しかしながら、昨今における経済環境は、国内においては、政府や日銀による経済・金融政策を背景に、企業収益は改善傾向となり、個人消費にも持ち直しの動きが見られるなど、景気は緩やかな回復基調で推移したものの、外食産業におけるコンビニエンスストアから中食業態までを巻き込んだ競争が一層激化する状況にあるほか、人財難による人件費の上昇などの不安定要素も加わり、先行きが見通しにくい状況にあります。また、海外においても、中国経済の景気減速が一服し、米国景気も堅調に推移したほか、欧州の景気も緩やかに拡大を見せるなど、全体としては緩やかな回復基調で推移したものの、イギリスのEU離脱問題やアメリカにおける政権交代による動揺から為替相場が大きく変動するなど、海外経済の不確実性が依然として残っております。このような環境のもと、以下の課題に取り組み、事業の拡大に努めてまいります。

① 国内事業基盤の強化と新規ブランドの確立

国内既存店の強化が重要であるとの認識のもと、中核ブランド「一風堂」のバリューの維持と向上のため、新規出店については厳選出店し、QSC（クオリティー・サービス・クレンリネス）の更なる向上に取り組み、お客様に愛されるお店づくりに努めます。また、新しいブランド価値の創造を目的として、「1/2PPUDO（ニブンノイップウドウ）」や「一風堂スタンド」などの新コンセプトショップの展開を積極的に進め、「一風堂」ブランドの更なる進化と多様性の獲得を目指してまいります。

加えて「一風堂」に次ぐ事業の柱の確立に向け、大型商業施設のフードコートを中心に投資額が小さく投資回収期間が短い「RAMEN EXPRESS」ブランドを筆頭に、アメリカンチャイニーズレストラン「PANDA EXPRESS®」、うどん居酒屋ブランド「イチカバチカ」、博多うどんブランド「因幡うどん」などの新ブランドの出店を行い、国内事業の安定的且つ持続的な成長を目指してまいります。

更には、持続的な成長と安定した事業基盤構築のため、国内新工場の稼働のための準備を開始し、平成31年3月までの稼働を目指します。

② 海外の積極的事業展開並びに欧州の収益基盤の確立

アジア地域の更なる出店に加え、アメリカ西海岸を中心とした北米市場への展開を積極的に進め、将来の成長事業としての地盤固めを行ってまいります。また、新規出店に当たっては、投資効率の高い「KURO-OBI」をはじめとした新規ブランドの積極出店を推進してまいります。加えて、欧州エリアにおきましては、前連結会計年度までに新店出店したイギリス・ロンドン及びフランス・パリについて、既存店の収益の拡大及び新規物件の開拓に取り組んでまいります。

更には、既存ライセンスエリアにおいて、契約条件の見直し交渉を行い、収益率と経営効率の向上に取り組んでまいります。

③ 人財の採用と教育

店舗力向上のためには、人財こそが他社との差別化にもつながると考えており、国内外問わず、人財採用の強化を継続して行なってまいります。また、人財教育においては、企業理念の理解の深耕、商品知識・衛生知識の向上や、サービス力の向上、並びに店舗マネジメント手法の習得などを目的として、従来からの自社研修施設での研修に加えて、新たにフランクリン・コヴィー・ジャパン株式会社との共同開発による「7つの習慣® 店舗運営の心得」プログラムを導入するなど、従業員教育に注力してまいります。また、今後の積極的な海外展開も踏まえて、グローバル人財の採用も進めてまいります。

④ 衛生面の強化

食中毒事故の発生や偽装表示の問題などにより、食の安心や安全に対する社会的なニーズが高まっております。当社グループでは、専門対策部署を設置し、各店舗・工場にて、衛生管理マニュアルに基づく衛生・品質管理に一層注力してまいります。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

平成28年6月1日付で株式会社困幡うどんの全株式を譲り受け、連結子会社といたしました。

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 当社グループの財産及び損益の状況

		第29期 (平成26年3月期)	第30期 (平成27年3月期)	第31期 (平成28年3月期)	第32期 (当連結会計年度) (平成29年3月期)
売上高	(百万円)	3,801	17,845	20,865	22,430
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	△118	181	430	539
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失(△)	(百万円)	△95	△229	125	271
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△)	(円)	△13円04銭	△25円38銭	12円16銭	26円28銭
総資産	(百万円)	9,770	11,977	12,784	14,323
純資産	(百万円)	1,048	2,586	2,665	3,576

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中の平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 第29期は決算期変更により平成26年1月1日から平成26年3月31日までの3ヶ月間となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

		第29期 (平成26年3月期)	第30期 (平成27年3月期)	第31期 (平成28年3月期)	第32期 (当事業年度) (平成29年3月期)
売上高	(百万円)	425	1,735	1,674	1,983
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	△26	159	122	281
当期純利益又は 当期純損失(△)	(百万円)	△27	37	78	242
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△)	(円)	△3円79銭	4円16銭	7円63銭	23円48銭
総資産	(百万円)	4,374	5,403	5,482	6,690
純資産	(百万円)	1,022	2,666	2,717	3,573

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中の平均発行済株式数に基づき算出しております。
 2. 第29期は決算期変更により平成26年1月1日から平成26年3月31日までの3ヶ月間となっております。
 3. 当社は、平成26年1月1日付で会社分割(吸収分割)により、事業会社から持株会社に移行し、株式会社力の源カンパニーから株式会社力の源ホールディングスへ商号変更しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	住所	資本金	当社の議決権比率	主要な事業の内容
株式会社力の源カンパニー	福岡県福岡市中央区	100百万円	100.0%	国内における飲食店及びベーカリー事業の運営
株式会社渡辺製麺	長野県茅野市	10百万円	100.0%	麺類・つゆ・調味料等の製造販売並びにそば事業の運営
株式会社力の源パートナーズ	東京都中央区	100百万円	100.0%	飲食店の運営・運営指導、メニュー開発並びに店舗プロデュース
CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD.	シンガポール (シンガポール)	25,000千SG\$	100.0%	海外店舗運営、海外事業戦略策定並びに海外子会社の統括・経営指導
IPPUDO USA HOLDINGS, INC.	アメリカ (ニューヨーク)	3,800千US\$	100.0%	北米子会社の統括・経営指導
IPPUDO NY, LLC	アメリカ (ニューヨーク)	3,800千US\$	100.0%	アメリカにおける飲食店運営
I & P Runway, LLC	アメリカ (カリフォルニア)	2,000千US\$	51.0%	アメリカにおける飲食店運営
IPPUDO SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール (シンガポール)	1,500千SG\$	100.0%	シンガポールにおける飲食店運営
IPPUDO AUSTRALIA PTY LTD	オーストラリア (シドニー)	4,800千AU\$	100.0%	オーストラリアにおける飲食店運営
IPPUDO LONDON CO. LIMITED	イギリス (ロンドン)	4,900千£	100.0%	イギリスにおける飲食店運営
IPPUDO PARIS	フランス (パリ)	3,700千€	100.0%	フランスにおける飲食店運営
YOU & ME FOOD FACTORY PTE. LTD.	シンガポール (シンガポール)	1,200千SG\$	100.0%	東南アジアにおける麺スープ製造及び販売

(注) 当社の連結子会社は上記の重要な子会社12社を含め、16社であり、持分法適用関連会社は9社であります。

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計	当社の純資産額
CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD.	シンガポール (シンガポール)	2,033百万円	6,690百万円

(11) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

当社グループは、「国内店舗運営事業」、「海外店舗運営事業」及び「国内商品販売事業」を主な事業としております。

各事業区分における主要な業務の内容は、次のとおりであります。

事業	主要な業務の内容
国内店舗運営事業	博多ラーメン専門店ブランド「一風堂」を中核に、複数ブランドの店舗運営を国内に展開しております。昨今では、これまでに培ったノウハウと知名度を活用し、「RAMEN EXPRESS」、「SHIROMARU-BASE」などの「一風堂」のサブブランドの立ち上げのほか、ちよい飲みと立飲みスタイルをコンセプトとする「一風堂スタンド」や、サイズも糖質も2分の1をコンセプトとする「1/2PPUDO (ニブンノイップウドウ)」などの「一風堂」の新コンセプトショップの開発にも着手するなど、「一風堂」ブランドの更なる進化と価値向上に努める一方、アメリカンチャイニーズレストラン「PANDA EXPRESS®」や「名島亭」をはじめとする多業種・多店舗展開にも着手しています。
海外店舗運営事業	「IPPUDO」ブランドを中核とした直営店舗の運営、並びに現地運営パートナー企業へのライセンス供与事業を行っております。事業展開エリアは、北米（アメリカ）、欧州（イギリス、フランス）、アジア・オセアニア（オーストラリア、シンガポール、香港、中国、台湾、マレーシア、タイ、フィリピン、インドネシア）の世界12カ国・地域（除く日本）に拡大し、今後も世界各国への事業展開を積極的に進めてまいります。
国内商品販売事業	業務用「信州蕎麦」を中心とした製造及び販売を行っており、中華麺やカップ麺、その他麺類、スープの製造などにも事業範囲を拡大し、法人から一般消費者に至るまで幅広い顧客層に対し商品を提供しております。
その他	これまでに培ったノウハウを生かし、業態開発、商品開発、教育を中心とした飲食店のコンサルティング事業、フランチャイズ事業、海外における「中華麺」等の製造・販売及びコンサルティング事業、教育研修コンサルティング事業、食品製造技術ライセンス事業、農業生産販売・体験農園の運営事業などを行っております。

(12) 主要な営業所及び工場又は店舗 (平成29年3月31日現在)

セグメント	社名	事業所及び工場	店舗数
全社 (共通)	株式会社力の源ホールディングス	本社 (福岡県) 銀座支店 (東京都) 築地事務所 (東京都)	—
国内店舗運営事業	株式会社力の源カンパニー	本社 (福岡県) 銀座支店 (東京都) 築地事務所 (東京都)	117店舗
	株式会社渡辺製麺	横浜工場 (神奈川県) 福岡工場 (福岡県)	6店舗
	株式会社I&P RUNWAY JAPAN	本社 (福岡県)	1店舗
	株式会社力の源パートナーズ	本社 (東京都)	1店舗
海外店舗運営事業	CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD.	本社 (シンガポール)	65店舗
国内商品販売事業	株式会社渡辺製麺	本社 (長野県) 築地事務所 (東京都) 福岡事務所 (福岡県)	—
		茅野工場 (長野県) 利別工場 (北海道) 札幌工場 (北海道)	—
その他	株式会社力の源パートナーズ	本社 (東京都)	3店舗
	株式会社因幡うどん	本社 (福岡県)	5店舗

(注) 銀座支店と築地事務所は、平成29年4月1日付をもって統合し、東京支社となりました。また、同日付をもって、東京支社を東京都中央区銀座五丁目13番16号に移転しております。

(13) 従業員の状況 (平成29年3月31日現在)

① 当社グループの従業員数

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
590 (1,507)	67 (65)

(注) 従業員数の () は、臨時雇用者数であり、年間平均人数 (1日8時間換算) を外書きしております。

② 当社の従業員数

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
66 (6)	7 (-)	40.16	4.33

(注) 従業員数の () は、臨時雇用者数であり、年間平均人数 (1日8時間換算) を外書きしております。

(14) 主要な借入先 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入残高 (百万円)
株式会社西日本シティ銀行	2,233
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,231
株式会社三井住友銀行	781
株式会社りそな銀行	675
株式会社福岡銀行	539

(注) 当社においては、海外出店投資に充てるため、株式会社海外需要開拓支援機構と総額1,300百万円の貸出コミットメント型金銭消費貸借契約を締結いたしております。なお、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ① 当社株式は、平成29年3月21日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。
- ② 当社は、平成29年4月1日付をもって、本社を福岡県福岡市中央区大名一丁目14番45号に移転いたしました。

(16) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループの利益配分に関する基本方針としましては、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保に意を用いつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、株主の皆様に対し安定的かつ継続的な利益還元を実施することを基本方針としております。

また、当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としておりましたが、平成29年3月21日の東京証券取引所マザーズへの上場を機に、次期 (平成30年3月期) 以降は期末配当及び中間配当の年2回を基本的な方針とすることに変更いたしました。期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日を基準日とし

ております。

なお、当事業年度の剰余金の配当につきましては、普通配当である1株当たり5円00銭に株式上場を記念した記念配当1円00銭を加えた、1株当たり6円00銭に増配させていただくことといたしました。

2 会社の株式に関する事項 (平成29年3月31日現在)

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 41,200,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 11,253,500株 |
| ③ 株主数 | 3,576名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
E&RS' FORCE CREATION PTE. LTD.	2,925	25.99
河原 成美	2,705	24.04
株式会社海外需要開拓支援機構	1,330	11.82
河原 恵美	1,120	9.95
株式会社西日本シティ銀行	250	2.22
アリアケジャパン株式会社	200	1.78
鳥越製粉株式会社	200	1.78
日清製粉株式会社	200	1.78
CALIBRE WEALTH MANAGEMENT SDN BHD	200	1.78
乾杯股份有限公司	150	1.33

(注) 自己株式は所有していません。

⑤ その他株式に関する重要な事項

- ① 平成29年3月20日を払込期日とする公募による新株式の発行により、発行済株式の総数は800,000株増加して、11,100,000株となっております。
- ② 平成29年3月29日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数は150,000株増加して、11,250,000株となっております。
- ③ 当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数は3,500株増加して、11,253,500株となっております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

① 当事業年度末に当社役員が有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		2008年第2回新株予約権 (注) 1、2	2009年第2回新株予約権 (注) 2
発行決議日		平成20年11月17日	平成21年12月21日
新株予約権の数		360個	100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式18,000株 (新株予約権1個につき50株)	普通株式5,000株 (新株予約権1個につき50株)
新株予約権の払込金額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり2,500円 (1株当たり50円)	新株予約権1個当たり2,500円 (1株当たり50円)
権利行使期間		平成22年11月26日から 平成30年11月25日まで	平成23年12月22日から 平成31年12月20日まで
主な行使の条件		(注) 3	(注) 3
役員 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 160個 目的となる株式数 8,000株 保有者数 1名	—
	監査役	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 5,000株 保有者数 1名

		2014年第1回新株予約権	2015年第1回新株予約権
発行決議日		平成26年5月13日	平成27年12月23日
新株予約権の数		670個	310個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式67,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式31,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり53,000円 (新株予約権1株当たり530円)	新株予約権1個当たり53,000円 (新株予約権1株当たり530円)
権利行使期間		平成28年7月2日から 平成36年5月12日まで	平成30年2月2日から 平成37年12月22日まで
主な行使の条件		(注) 4	(注) 4
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 670個 目的となる株式数 67,000株 保有者数 4名	新株予約権の数 310個 目的となる株式数 31,000株 保有者数 4名

- (注) 1. 取締役1名が保有している2008年第2回新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
2. 監査役が保有している2008年第2回新株予約権及び2009年第2回新株予約権は、いずれも使用人として在籍中に付与されたものであります。
3. 新株予約権の行使の条件
- ① 権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位を保有していることを要する。但し、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - ② その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
4. 新株予約権の行使の条件
- ① 権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問その他これに準ずる地位を有していなければならない。但し、本新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ② その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権総数引受契約」に定めるところによる。
5. 当社は、平成25年10月14日付にて普通株式1株につき50株の割合をもって、株式分割を行っております。

② 当事業年度中に当社従業員等に職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
河原成美	代表取締役 会長兼CEO	株式会社渡辺製麺 代表取締役会長兼社長 株式会社力の源パートナーズ代表取締役社長 CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE.LTD. Managing Director IPPUDO USA HOLDINGS, INC. Director
清宮俊之	代表取締役 社長兼COO	株式会社力の源カンパニー代表取締役社長 CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE.LTD. Director IPPUDO USA HOLDINGS, INC. Director
粕谷進一	取締役 CFO 兼経営管理本部長	株式会社渡辺製麺 取締役 株式会社力の源パートナーズ取締役
原田善治	取締役 CHRO 兼人事・総務本部長	株式会社力の源カンパニー取締役 株式会社力の源パートナーズ取締役 株式会社因幡うどん代表取締役社長
鈴木康義	取締役兼 社長室長	CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE.LTD. Director
中村新	取締役	株式会社キッチンエヌ代表取締役 高知県立大学法人高知工科大学 客員教授
釜田雅彦	取締役	株式会社カマタ・クラブ代表取締役 ニューコ・ワン株式会社社外取締役

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
杉内信夫	取締役	株式会社海外需要開拓支援機構執行役員 寧波阪急商業有限公司董事 ICJ Department store (Malaysia) SDN. BHD. Director 寧波開発株式会社社外取締役 CLK Cold Storage Company Limited. Authorized Representative
神保信吾	常勤監査役	株式会社渡辺製麺監査役
辻哲哉	監査役	Field-R法律事務所 弁護士 夢の街創造委員会株式会社社外監査役
田鍋晋二	監査役	株式会社田鍋会計事務所代表取締役 株式会社ユーラシア旅行社社外監査役

- (注) 1. 平成28年4月1日付で、代表取締役会長河原成美は、株式会社渡辺製麺の取締役会長に就任し、平成28年8月1日付で株式会社渡辺製麺の代表取締役会長兼社長に就任しております。また、平成28年11月1日付で、株式会社力の源パートナーズの代表取締役社長に就任しております。
2. 平成28年4月1日付で、代表取締役社長清宮俊之は、株式会社力の源パートナーズの取締役を辞任しております。
3. 平成28年4月1日付で、取締役粕谷進一は、株式会社渡辺製麺の取締役副社長を辞任し、平成28年11月1日付で、株式会社渡辺製麺の取締役に就任しております。また、同日付で株式会社力の源パートナーズの代表取締役社長を辞任しております。
4. 平成28年4月1日付で、取締役原田善治は、株式会社渡辺製麺の監査役、株式会社力の源カンパニーの監査役及び株式会社力の源パートナーズの監査役を辞任しております。また、同日付で株式会社力の源カンパニーの取締役及び株式会社力の源パートナーズの取締役に就任したほか、平成28年6月1日付で株式会社因幡うどんの代表取締役社長に就任しております。
5. 平成29年5月31日付で、取締役鈴木康義は、CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD.のDirectorを辞任しております。
6. 平成28年7月31日付で、取締役（株式会社渡辺製麺代表取締役社長兼購買調達本部長）小山大一氏は、辞任により退任いたしました。また、同日付で株式会社渡辺製麺の代表取締役社長を辞任しております。
7. 取締役中村新氏、釜田雅彦氏及び杉内信夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
8. 平成28年8月1日付で、監査役神保信吾は、株式会社渡辺製麺の監査役に就任しております。
9. 監査役辻哲哉氏及び田鍋晋二氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
10. 平成29年3月22日付で、監査役辻哲哉氏は、株式会社ゴンゾの社外監査役を辞任しております。また、平成29年5月1日付で、株式会社プラスディーの社外監査役に就任しております。
11. 監査役田鍋晋二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任は、会社法第425条第1項に定める額を限度としております。

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（うち社外取締役）	8名（2名）	151,916千円（12,000千円）
監査役（うち社外監査役）	3名（2名）	14,600千円（5,600千円）
合 計	11名	166,516千円

- (注) 1. 平成19年3月19日開催の定時株主総会において取締役の報酬限度額を年額450百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）、平成26年1月1日開催の臨時株主総会において、監査役の報酬限度額を年額30百万円以内と決議しております。
2. 期末現在の人員数は、取締役8名（うち社外取締役3名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、平成28年7月31日付で退任した取締役1名を含んでいるため及び無報酬の社外取締役が1名在任しているためであります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先である他の法人と当社との関係

区 分	氏 名	兼職先
取 締 役	中 村 新	株式会社キッチンエヌ代表取締役 高知県公立大学法人高知工科大学 客員教授
取 締 役	釜 田 雅 彦	株式会社カマタ・クラブ代表取締役 ニューコ・ワン株式会社社外取締役
取 締 役	杉 内 信 夫	株式会社海外需要開拓支援機構執行役員 寧波阪急商業有限公司董事 ICJ Department store (Malaysia) SDN. BHD. Director 寧波開発株式会社社外取締役 CLK Cold Storage Company Limited. Authorized Representative
監 査 役	辻 哲 哉	Field-R法律事務所 弁護士 夢の街創造委員会株式会社社外監査役
監 査 役	田 鍋 晋 二	株式会社田鍋会計事務所代表取締役 株式会社ユーラシア旅行社社外監査役

- (注) 1. 社外取締役杉内信夫氏の兼職先であります株式会社海外需要開拓支援機構は、当社の株式の11.82%を保有する株主であるほか、当社と同社とは、当社を借主とする総額1,300百万円の貸出コミットメント型金銭消費貸借契約を締結しております。
2. 社外監査役辻哲哉氏は、株式会社ゴンゾの社外監査役を兼務しておりましたが、平成29年3月22日をもって辞任しております。なお、当社と株式会社ゴンゾの間には特別の関係はありませんでした。また、平成29年5月1日付で、株式会社プラスディーの社外監査役に就任しておりますが、株式会社プラスディーと当社との間には特別の関係はありません。
3. 上記1を除き、当社と兼職先との間に特段の取引関係はありません。

ロ. 当事業年度の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	中村 新	当事業年度に開催した取締役会15回のすべてに出席し、必要に応じ、主に店舗運営、フードコンサルティングなどの専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	釜田 雅彦	当事業年度に開催した取締役会15回のすべてに出席し、必要に応じ、主に店舗運営及び購買並びにFC事業展開に対する専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	杉内 信夫	当事業年度に開催した取締役会15回のすべてに出席し、主に当社海外事業展開の拡大に対し助言し、海外事業における更なる収益拡大と、海外におけるコーポレート・ガバナンスの強化について必要な発言を適宜行っております。
監査役	辻 哲哉	当事業年度に開催した取締役会15回のすべてに出席し、また、監査役会13回のすべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持について必要な発言を適宜行っております。
監査役	田鍋 晋二	当事業年度に開催した取締役会15回のすべてに出席し、また、監査役会13回のすべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

ハ. 社外役員が当社の子会社から当連結会計年度に役員として受けた報酬等

該当事項はありません。

5 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 三優監査法人
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22百万円
当社及び子会社が監査法人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である株式上場に係る「監査人からの引受事務幹事会社への書簡」の作成業務について対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第32期 平成29年3月31日現在
資産の部	
流動資産	4,961,418
現金及び預金	3,316,144
受取手形及び売掛金	383,057
たな卸資産	282,672
繰延税金資産	126,523
その他	853,651
貸倒引当金	△631
固定資産	9,362,033
有形固定資産	6,152,939
建物及び構築物	4,547,516
機械装置及び運搬具	234,314
土地	647,969
リース資産	86,882
建設仮勘定	364,593
その他	271,663
無形固定資産	177,379
のれん	89,435
リース資産	45,839
その他	42,104
投資その他の資産	3,031,714
投資有価証券	984,124
長期貸付金	84,138
繰延税金資産	232,419
敷金及び保証金	1,494,033
その他	238,943
貸倒引当金	△1,945
資産合計	14,323,451

科目	第32期 平成29年3月31日現在
負債の部	
流動負債	4,378,133
支払手形及び買掛金	623,021
短期借入金	492,000
1年内償還予定の社債	14,000
1年内返済予定の長期借入金	1,291,603
リース債務	48,733
未払金	1,033,490
未払法人税等	118,458
賞与引当金	61,056
資産除去債務	13,029
その他	682,739
固定負債	6,368,620
社債	179,000
長期借入金	5,402,861
リース債務	91,212
退職給付に係る負債	176,848
資産除去債務	498,812
その他	19,886
負債合計	10,746,754
純資産の部	
株主資本	3,026,283
資本金	1,185,967
資本剰余金	1,098,371
利益剰余金	741,945
その他の包括利益累計額	397,779
その他有価証券評価差額金	118,522
為替換算調整勘定	279,257
非支配株主持分	152,634
純資産合計	3,576,697
負債・純資産合計	14,323,451

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第32期
	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで
売上高	22,430,816
売上原価	6,670,396
売上総利益	15,760,420
販売費及び一般管理費	15,151,334
営業利益	609,085
営業外収益	154,130
受取利息	6,067
受取配当金	9,700
持分法による投資利益	63,612
賃貸収入	28,892
助成金収入	20,071
その他	25,787
営業外費用	223,595
支払利息	84,381
為替差損	97,408
賃貸収入原価	14,622
その他	27,184
経常利益	539,621
特別利益	266,820
固定資産売却益	266,820
特別損失	276,326
固定資産除却損	5,513
減損損失	240,018
その他	30,795
税金等調整前当期純利益	530,114
法人税、住民税及び事業税	292,480
法人税等調整額	△9,622
当期純利益	247,257
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△24,140
親会社株主に帰属する当期純利益	271,397

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 第32期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	923,200	842,222	501,447	2,266,870
当期変動額				
新株の発行	262,767	262,767	－	525,535
剰余金の配当	－	－	△30,900	△30,900
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	－	△6,618	－	△6,618
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	271,397	271,397
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	－	－	－	－
当期変動額合計	262,767	256,148	240,497	759,413
当期末残高	1,185,967	1,098,371	741,945	3,026,283

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	70	370,428	370,498	28,012	2,665,381
当期変動額					
新株の発行	－	－	－	－	525,535
剰余金の配当	－	－	－	－	△30,900
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	－	－	－	－	△6,618
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	271,397
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	118,451	△91,170	27,281	124,621	151,902
当期変動額合計	118,451	△91,170	27,281	124,621	911,316
当期末残高	118,522	279,257	397,779	152,634	3,576,697

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第32期 平成29年3月31日現在
資産の部	
流動資産	1,630,873
現金及び預金	1,180,995
売掛金	201,216
貯蔵品	4,149
前払費用	36,566
繰延税金資産	13,490
関係会社短期貸付金	30,000
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	3,433
その他	161,020
固定資産	5,060,032
有形固定資産	619,697
建物	266,588
構築物	2,960
機械及び装置	241
車両運搬具	390
工具、器具及び備品	50,574
土地	292,941
リース資産	6,001
無形固定資産	49,877
商標権	359
ソフトウェア	18,079
リース資産	12,286
その他	19,152
投資その他の資産	4,390,457
投資有価証券	570,881
関係会社株式	2,819,224
関係会社長期貸付金	893,759
長期前払費用	6,962
繰延税金資産	27,720
その他	71,909
資産合計	6,690,905

科目	第32期 平成29年3月31日現在
負債の部	
流動負債	1,482,326
短期借入金	358,000
関係会社短期借入金	250,000
1年内返済予定の長期借入金	427,365
リース債務	5,183
未払金	315,425
未払費用	2,889
未払法人税等	58,050
預り金	15,859
前受収益	5,394
賞与引当金	11,618
資産除去債務	4,251
その他	28,288
固定負債	1,635,042
長期借入金	1,607,104
リース債務	13,210
資産除去債務	11,560
その他	3,168
負債合計	3,117,369
純資産の部	
株主資本	3,455,014
資本金	1,185,967
資本剰余金	1,105,247
資本準備金	1,089,967
その他資本剰余金	15,280
利益剰余金	1,163,799
利益準備金	40,000
その他利益剰余金	1,123,799
別途積立金	145,982
繰越利益剰余金	977,817
評価・換算差額等	118,522
その他有価証券評価差額金	118,522
純資産合計	3,573,536
負債・純資産合計	6,690,905

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：千円)

科目	第32期 平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで
営業収益	1,983,598
営業費用	1,694,308
営業利益	289,290
営業外収益	94,126
受取利息	25,184
受取配当金	9,688
賃貸収入	56,385
その他	2,866
営業外費用	102,351
支払利息	30,408
賃貸収入原価	43,918
為替差損	9,829
財務支払手数料	7,956
その他	10,238
経常利益	281,065
特別利益	266,625
固定資産売却益	266,625
特別損失	164,490
減損損失	16,145
関係会社株式評価損	143,149
事業所移転損失	5,195
税引前当期純利益	383,199
法人税、住民税及び事業税	141,494
法人税等調整額	△794
当期純利益	242,499

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 第32期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益 剰余金 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
					別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	923,200	827,200	15,280	842,480	40,000	145,982	766,217	952,199	2,717,879
当期変動額									
新株の発行	262,767	262,767	-	262,767	-	-	-	-	525,535
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△30,900	△30,900	△30,900
当期純利益	-	-	-	-	-	-	242,499	242,499	242,499
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	262,767	262,767	-	262,767	-	-	211,599	211,599	737,134
当期末残高	1,185,967	1,089,967	15,280	1,105,247	40,000	145,982	977,817	1,163,799	3,455,014

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	70	70	2,717,950
当期変動額			
新株の発行	-	-	525,535
剰余金の配当	-	-	△30,900
当期純利益	-	-	242,499
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	118,451	118,451	118,451
当期変動額合計	118,451	118,451	855,586
当期末残高	118,522	118,522	3,573,536

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

株式会社力の源ホールディングス
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 鳥居 陽 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 坂下 藤男 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社力の源ホールディングスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社力の源ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

株式会社力の源ホールディングス
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 鳥居 陽 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 坂下 藤男 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社力の源ホールディングスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正な行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

株式会社力の源ホールディングス 監査役会

常勤監査役 神保 信吾 ㊞

社外監査役 辻 哲哉 ㊞

社外監査役 田鍋 晋二 ㊞

以 上

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, filling most of the page below the 'MEMO' header.

定時株主総会会場ご案内図

会場

グランド ハイアット 福岡 3階 ザ・グランド・ボールルーム
福岡県福岡市博多区住吉一丁目2番82号 TEL (092) 282-1234

交通

博多駅博多口から徒歩10分

お願い

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願いいたします。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。